令和８年（フ）第６１８号
千葉県松戸市幸田１丁目162番地　サトーヒルズ201号
債務者　土肥まち子
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６２４号
千葉県松戸市松戸2091番地の２　ウィステリア松戸203号
債務者　村田　　仁
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６２８号
千葉県松戸市東平賀508番地の３　スカイメゾン北小金203号
債務者　渡邉詩織里
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３３号
千葉県我孫子市湖北台７丁目12番42―202号
債務者　阿崎　勝子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３８号
千葉県野田市山崎2628番地の40　Ａハイムフクダ Ⅱ107
債務者　古谷　明菜
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６４５号
千葉県我孫子市柴崎台１丁目１番37―103号　メゾン・ドゥ・アッシュＡｂｉｋｏ
債務者　本田　真吾
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６４６号
千葉県松戸市馬橋1890番地の７　モンシャトー松戸304号
債務者　増井　友香
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６５０号
千葉県流山市加１丁目17番地の５　サーティーンハイツ102
債務者　吉田　成麿
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４８８号
熊本市東区画図町大字重富960番地13
債務者　後藤　李那
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２０４号
青森市大字浪館字志田13番地21　グリーンコーポ志田３号
債務者　佐藤レチ子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６６号
熊本市中央区保田窪１丁目９番１―301号
債務者　中島ともえ
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８３号
熊本市北区山室２丁目17番25号　コート山室208
債務者　上松　一雄
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

令和７年（フ）第５８６号
千葉県松戸市上本郷895番地の２新葉ラピス第三ビル101号室
破産者　株式会社Ｋ―ＷＩＮＧ
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３１１号
千葉県野田市七光台344番地の１ファミール野田414号室
破産者　株式会社新明商事
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３４６号
千葉県松戸市上矢切1463番地の６
破産者　Ｏｐｌｕｓ合同会社
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３４７号
千葉県松戸市上矢切1460番地の１　メゾンカメリア５号
破産者　大関　勝也
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３４８号
東京都葛飾区東金町８丁目19番４号　グランミディ　１
破産者　大関　竜二
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部